

# 福岡県公報

平成18年2月10日  
第 2 4 9 4 号

## 目 次

### 告 示 (第271号-第280号)

- 換地処分の完了の届出 (都市計画課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 2
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (漁政課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) ..... 4
- 一般競争入札の実施 (公園街路課) ..... 4
- 一般競争入札の実施 (公園街路課) ..... 7
- 教科用図書採択地区の設定 (教育庁義務教育課) ..... 9

### 監 査 委 員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) .....10
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) .....13
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) .....21

### 公 安 委 員 会

- 福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則 (警察本部警務課) .....24
- 情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示 (警察本部警務課) .....27

## 告 示

### 福岡県告示第271号

福岡都市計画事業上大利南土地区画整理事業の施行者である大野城市上大利南土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成18年1月19日付けであったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻 生 渡

### 福岡県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	甘木市大字馬田799番先から 三井郡大刀洗町大字本郷 3370番5先まで	7.2 ~ 27.5	2154.5

甘木	一般 国道	322号	後	同上	7.2 ～ 27.5	2154.5
			後	同上	16.0 ～ 54.0	

**福岡県告示第273号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンスーパーセンター岡垣店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

3 法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

新規出店に伴い県道岡垣宗像線の交通量が増加し、交通事故の危険が増え、命や財産を損ねる危険度が増え、また騒音もこれまで以上に増加する。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

**福岡県告示第274号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成18年2月10日から同年2月24日までの間縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする 漁業協同組合の名称
住所	氏名		
柳川市七ツ家415番地	梅崎 信幸	久間田	柳川漁業協同組合
柳川市久々原786番地3	太田 幸吉		
柳川市七ツ家1509-10番地	高田 敏征		

**福岡県告示第275号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 下大利えびすショッピングセンター  
(2) 所在地 福岡県大野城市下大利一丁目216-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 西友古賀店  
(2) 所在地 福岡県古賀市中央四丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 二日市ショッピングバザール

- (2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市北二丁目2番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ粕屋店  
(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字志免字石井手698番地12 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第279号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

粕屋郡須恵町大字上須恵字桜原1495番22から1495番27まで、1495番29及び1495番33並びに宇美町桜原一丁目4958番14及び4958番15並びにこれらの区域内の道路である町有地の一部（第2工区）

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪市住之江区平林北2丁目9番85号

サヤマリース株式会社 代表取締役 川瀬 圭司

**福岡県告示第280号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成18年1月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ヤマダ電機テックランド宗像店
- (2) 所在地 福岡県宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年10月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,326㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 外	156

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 外	44

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 外	258

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 外	90

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県宗像市大字王丸字梅ノ木谷517-1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後10時まで

公 告

公告

筑後広域公園体育館における物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付しま

す。  
平成18年2月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
施設管理用家具等 258点
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期間  
平成18年2月22日から平成18年3月30日まで
- (4) 納入場所

筑後市大字津島832  
筑後広域公園体育館

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年2月20日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	02	事務機器	A、AA
02	01	スチール家具	A、AA

- (2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、平成18年2月17日（金）までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13官達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県八女土木事務所 総務企画課総務企画係  
〒834-0063 八女市大字本村字深町25番地  
電話番号 0943-22-6982（内線311）

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

- (1) 期間  
平成18年2月10日（金）から平成18年2月17日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

- (2) 場所  
4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成18年2月20日（月） 午後4時30分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

八女市大字本村字深町25番地  
福岡県八女土木事務所内

(2) 日時

平成18年2月21日（火） 午前11時30分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）

）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をしたものは、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

**公告**

筑後広域公園体育館における物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月10日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
体育用具等 350点
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期間

平成18年2月22日から平成18年3月30日まで

- (4) 納入場所  
筑後市大字津島832  
筑後広域公園体育館

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年2月20日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
10	02	体育用具	A、AA

- (2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 当該物品の納品後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め

に応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、平成18年2月17日（金）までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13官達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県八女土木事務所 総務企画課総務企画係  
〒834-0063 八女市大字本村字深町25番地  
電話番号 0943-22-6982（内線311）

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

- (1) 期間  
平成18年2月10日（金）から平成18年2月17日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで

- (2) 場所  
4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限

平成18年2月20日（月） 午後4時30分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

八女市大字本村字深町25番地  
福岡県八女土木事務所内

(2) 日時

平成18年2月21日（火） 午前10時30分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をしたものは、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。

## 教育委員会

### 福岡県教育委員会告示第6号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定に基づき教科用図書採択地区を設定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、平成18年2月11日から施行する。

教科用図書採択地区（平成17年1月福岡県教育委員会告示第1号）は、平成18年2月10日限り廃止する。

平成18年2月10日

福岡県教育委員会

#### 1 平成18年2月11日から平成18年3月19日までの教科用図書採択地区

教科用図書採択地区名	地 域 名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
第二地区	古賀市、糟屋郡
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	前原市、糸島郡
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡
第六地区	中間市、遠賀郡
第七地区	久留米市
第八地区	甘木市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡
第十地区	八女市、筑後市、八女郡
第十一地区	飯塚市、山田市、嘉穂郡
第十二地区	田川市、田川郡
第十三地区	行橋市、京都郡
第十四地区	豊前市、築上郡
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市

#### 2 平成18年3月20日から平成18年3月26日までの教科用図書採択地区

教科用図書採択地区名	地 域 名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
第二地区	古賀市、糟屋郡
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	前原市、糸島郡
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡
第六地区	中間市、遠賀郡
第七地区	久留米市
第八地区	朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡
第十地区	八女市、筑後市、八女郡
第十一地区	飯塚市、山田市、嘉穂郡
第十二地区	田川市、田川郡
第十三地区	行橋市、京都郡
第十四地区	豊前市、築上郡
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市

#### 3 平成18年3月27日以降の教科用図書採択地区

教科用図書採択地区名	地 域 名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡
第二地区	古賀市、糟屋郡
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	前原市、糸島郡
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡
第六地区	中間市、遠賀郡
第七地区	久留米市

第八地区	朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、三潞郡、山門郡、三池郡
第十地区	八女市、筑後市、八女郡
第十一地区	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
第十二地区	田川市、田川郡
第十三地区	行橋市、京都郡
第十四地区	豊前市、築上郡
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市

## 監査委員

### 監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を総務部  
出先機関の博多県税事務所等12か所及び廃庁になった6か所について実施したので、そ  
の結果を次のとおり公表する。

平成18年2月10日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

総務部の出先機関12機関に係る定期監査は、平成16年8月1日から平成17年7月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年10月4日から平成17年10月28日までの実日数14日間で、次のとおり実施した。

なお、廃止された門司県税事務所、小倉県税事務所、八幡県税事務所、若松県税事務所、直方県税事務所、飯塚県税事務所については、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
博多県税事務所	平成17年4月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月25日から 平成17年10月28日まで
東福岡県税事務所	平成16年8月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月12日から 平成17年10月14日まで
西福岡県税事務所	〃	平成17年10月19日から 平成17年10月21日まで
筑紫県税事務所	〃	平成17年10月12日から 平成17年10月13日まで
北九州東県税事務所	平成17年4月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月26日から 平成17年10月28日まで
門司県税事務所	平成16年8月1日から	平成17年10月28日まで
小倉県税事務所	平成17年3月31日まで	
北九州西県税事務所	平成17年4月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月4日から 平成17年10月6日まで
八幡県税事務所	平成16年8月1日から	平成17年10月14日から 平成17年10月14日まで
若松県税事務所	平成17年3月31日まで	
田川県税事務所	平成16年8月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月19日から 平成17年10月21日まで
飯塚・直方県税事務所	平成17年4月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月4日から 平成17年10月6日まで
直方県税事務所	平成16年8月1日から	平成17年10月19日から 平成17年10月21日まで
飯塚県税事務所	平成17年3月31日まで	
久留米県税事務所	平成16年8月1日から 平成17年7月31日まで	平成17年10月4日から 平成17年10月6日まで
大牟田県税事務所	〃	平成17年10月7日から 平成17年10月7日まで
筑後県税事務所	〃	平成17年10月7日から 平成17年10月7日まで
行橋県税事務所	〃	平成17年10月7日から 平成17年10月7日まで

## 2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費及び時間外勤務手当の執行状況並びに収入未済（税外収入について）の状況及び県税の徴収事務に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入  
県税証明手数料、行政財産使用料等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出  
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費  
報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約  
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産  
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品  
取得、管理及び処分状況
- (7) 債権  
債権管理の状況
- (8) 県税  
個人県民税、個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税等の賦課徴収事務

## 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

### 筑紫県税事務所

県税収入で、収入率が3年連続前年度を下回っている。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

**監査公表第19号**

平成17年4月25日付けで公表した「福岡県の道路事業、福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社に係る財務の事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に関する包括外部監査の結果に基づき講じた措置について知事より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年2月10日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

17土管第1088号  
平成17年12月28日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進谷 庸助 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 富田 徳二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成16年度福岡県包括外部監査における監査結果の報告に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

- 1 県の出先機関の監査の結果及び講じた措置の内容 …… 別紙 1
- 2 福岡県道路公社の監査の結果及び講じた措置の内容 …… 別紙 2
- 3 福岡北九州高速道路公社の監査の結果及び講じた措置の内容 …… 別紙 3

別紙1 県の出先機関の監査の結果及び講じた措置の内容

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡土木 久留米土木 八女土木	土地調査表の未作成 「福岡県土木部公共用地取得事務取扱要領」第13条には、土地登記簿等の調査を行い、土地調査表を作成しなればならないと定められているが、サンプルのうち土地調査表の作成を要する18件全件で土地調査表は作成されていなかった。	指摘を受けた三土木事務所については、指摘後、全ケースについて土地調査表を作成した。 また、平成17年4月、全土木事務所の用地課長・主幹・係長会議を開催し、周知及び指導を徹底した。 なお、5月の用地職員研修で新任職員に指導を行ったほか、適宜、担当者会議を通じて更に徹底を図っている。
福岡土木	土地評価額算定過程における計算誤り 土地評価の際の時点修正期間を1か月誤って計算している事例が1件発見された。当該事例に関しては、影響額は端数調整後の金額で@100円/㎡と僅少であり、かつ統一単価を採用している案件であったため、土地の取得価	まず、平成16年4月通知「用地事務の見直し及びこれに伴う福岡県土木部公共用地取得事務取扱要領の一部改正について」に より、権利者に対して積算根拠の提示、説明を十分に行い、評価額を補償額とし公平性・透明性を確保することとした。

	<p>格に直接的な影響はなかったが、取得価格を決定する重要な手続であるため、厳密なチェックを行うべきである。</p>	<p>そのうえで、土地評価や物件移転補償費の算定については「成果品換収に係るチェックリスト、補償額算定に係る補償額算定調書に係るチェックマニュアル」について平成16年8月通知を行い、算定ミスの再発防止に努めているところである。</p>
福岡土木	<p>前金払を実行した土地についての抵当権抹消手続き遅延          登記未了の案件について、契約金額の70%を限度額とする前金払が既に実施されているものがあった。          抵当権設定者から抵当権抹消の承諾の口頭確認を得たため、前金払を実施したとの説明を受けたが、口頭確認で前金払を実施した処理は適当でなかったといえる。          土地売買契約書にも、売買代金の前金払を行う際に、質権・抵当権・担保物権が設定されているときは、当該権利が消滅したことを登記にて確認、若しくは登記の権利者から登記を消滅させることを承諾する旨を証する書面が提出されたことを確認しなければならぬと記載されている。</p>	<p>平成17年4月、用地課長・主幹・係長会議で適切な処理を行なうよう下記について指導徹底した。          ① 抵当権の抹消を承諾する旨を証する書面が提出されない場合には契約どおり前金支払いは実施しないこと。          ② 抵当権の処理にあたっては、用地交渉の段階で実態を把握し、事業の進捗と照らし合わせ交渉予定を立てること。          なお、5月の用地職員研修で新任職員に指導を行ったほか、適宜、担当者会議を通じて更に徹底を図っている。</p>
福岡土木	<p>過年度取得土地の登記未了          登記が可能な状況であるにもかかわらず、処理が遅れているものが1件発見された。          これは平成5年に土地を取得した際、国土調査の完了を待って登記を行う方針としていたものであるが、平成7年国土調査は完了していたことが確認された。登記の処理を速やかに行うとともに、登記未了の案件に関しては台帳を作成するだけにとどまらず、随時、状況の把握につとめ、その事跡を台帳に記録していくことで登記の促進を図る必要があるものと考えられる。</p>	<p>福岡土木において、平成16年11月22日登記を完了した。          なお、再発防止に向けて、平成17年4月、用地課長・主幹・係長会議で指導徹底した。          さらに、5月の用地職員研修で新任職員に指導を行ったほか、適宜、担当者会議を通じて更に徹底を図っている。</p>

福岡土木 久留米土木 八女土木	供用済道路に関する告示手続未了 (1) 福岡土木 平成10年8月25日取得の糟屋郡宇美町大字宇美早見3165-4は、すでに事実上の供用は開始されているが、県公報での告示手続が実施されていなかった。 (2) 久留米土木事務所 平成5年8月28日取得の久留米市荒木町荒木1418-3及び平成10年12月18日取得の田主丸町大字野田256-1は、すでに事実上の供用は開始されているが、県公報での告示手続が実施されていなかった。 (3) 八女土木事務所 白木上辺春線の一部である総面積217.52㎡は、すでに事実上の供用は開始されているが、県公報での告示手続が実施されていなかった。	(1) 福岡土木 平成17年2月14日告示完了。 (2) 久留米土木 平成17年3月25日告示完了。 (3) 八女土木 平成17年2月14日告示完了。 ○ 再発防止対策について 平成17年4月26日、用地課長・管理係長会議で周知を図った。また、5月11日担当者会議で告示手続未了のものがないか、全件点検を行うよう指示しており、未了案件が新たに見つかった場合は速やかに告示手続を行うこと及び再発防止に努めるよう周知した。 なお、これに併せて平成17年6月、「区域変更供用開始に係る取組みについて」の周知文書を各所属長あて通知した。
-----------------------	---	--

## 別紙2 福岡県道路公社の監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	講じた措置の内容
道路台帳の更新漏れ 鳥栖筑紫野道路に関して検証を行った区画は3区画に区分されており、実延長調査も区画ごとに必要事項が記載されていたが、その幅員の一部（中央帯や路肩の長さ）が3区画とも区画と整合していなかった。工事完了後に適時に更新を行う必要がある。	福岡県道路公社に対し、監査の結果（指摘事項）における改善策について報告を求めた結果、次のとおり報告を受けた。（以下同様） 平成16年10月4日に台帳の更新を行い、適正な事務処理に努めている。
入札執行伺の作成遅延（口頭決裁） 入札執行伺の目的は指名競争入札通知書の内容とその発送先を文書にて確認することにある。 しかしながら、少なくとも平成14年度及び平成15年度の初期までは入札執行伺が作成されず、担当者は上席者への口頭了解の下、指名業者へ連絡を行い、指名競争入札通知書が渡されていた。	平成15年9月から「福岡県道路公社工事施行事務取扱要領」に基づき、入札執行伺により決裁を受けたのち、指名業者各社に通知することとし、適正に処理している。
事務取扱要領の更新遅延（完成保証金制度についての整備漏れ） 県道路公社における契約保証の制度は、従来の完成保	平成16年9月17日付けで「福岡県道路公社工事施行事

<p>証人制度から完成保証金制度へ変更したが、その時点では本則たる福岡県道路公社財務規程第78条のみ改訂し、補則たる福岡県道路公社工事施行事務取扱要領第14条の整備は行われないうままであった。</p>	<p>務取扱要領」の整備を行い、第14条の完成保証人の規程を削除し、適正に処理している。</p>
<p>委託料に関する完了検査の決裁権限に関する規程の未整備          検証を行ったすべてのサンプルにおいて、完成届及び完了確認調書は総務部長までの決裁であった。しかし、検討対象のうち5件については理事の決裁を受けねばならないものが含まれていた。          現状として規程とは異なる運用となっている状況であるが、その背景には、契約の度に必要となる検査・完了確認の決裁権者を直接規定する条文がなく、「類推」規程でしか定めていないために実務で混乱が生じているものと考えられる。したがって、検査・完了確認の決裁権限者についても明文化することが望ましいと考える。</p>	<p>平成17年4月1日付けで「福岡県道路公社工事検査要領」及び「福岡県道路公社工事検査事務処理要領」の整備を行い、適正に処理している。</p>
<p>回数券の在庫数記載誤り          回数券(本社管理分)について現物調査を実施したところ、回数券出納簿に記載誤りが発見された。原因を調査したところ、この誤りは平成14年度中に発生していることがわかった。県道路公社では年度末に回数券の棚卸を実施しているということであるが、平成15年度末の棚卸実施に関する詳細な資料が保管されていなかったために棚卸の方法や精度を監査時に確認することはできなかった。</p>	<p>平成16年9月24日付けで「福岡県道路公社における回数券の取扱に関する要領」を定め、回数券管理の方法を明記した。          ・ 回数券の棚卸について、管理者（担当課長）が確認するなどの改善策を講じた。          ・ 使用済み回数券について回収し、1年間の保存期間の後、公社で廃棄処分するように改善を図った。</p>
<p>回数券の管理規程の未整備          回数券に関する管理規程が未整備であった。回数券は現金化することができている重要な物品であり、管理規程を定め、適切な管理を行うことが望ましい。</p>	
<p>使用済み回数券に対する公社での管理体制の未整備          料金所で回収した使用済み回数券は料金所で長期間保管したのち、料金收受業務委託業者により廃棄されており、県道路公社では、回数券通行台数と收受した使用済み回数券を照合する方法によるチェックは行われていなかった。          回数券は換金可能な物品であり、料金収入事務の県道路公社の管理を徹底し不正を防止するためには、業務報告時に委託業者から使用済み回数券の提出を受け、県道路公社にて数量の確認を行うとともに、県道路公社の責任</p>	

<p>において廃棄を行うべきである。</p> <p>一部費用（退職給与引当金繰入額）の各道路への割り掛け計算方法の見直し</p> <p>現在、退職給与引当金繰入は全額が鳥栖筑紫野道路の損益に計上されている。平成15年度の退職給与引当金の設定対象となっている職員の所属はすべて総務部であり、全社共通費としての性質を持つため、特定の路線の損益として処理する方法に比べて、各路線に割掛計算を行う方法が合理的であると考える。</p>	<p>平成16年度決算から、各路線で割掛けを行った。</p>
--	--------------------------------

## 別紙3 福岡北九州高速道路公社の監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	講じた措置の内容
<p>北九州高速道路4号線、5号線の道路台帳の未整備</p> <p>(1) 北九州高速道路4号線 道路台帳が未整備である理由は、平成3年に旧北九州道路と旧北九州直方道路を日本道路公団から引継いだ際に、道路台帳及びその作成のために必要な資料を引継ぐことができなかつたためである。 予算の確保の問題もあると思われ、順次整備されることが望まれる。</p> <p>(2) 北九州高速道路5号線 平成13年7月に供用を開始しているが、5号線高架下の北九州市道の工事が進行中で境界確認ができなかつたため、道路台帳の作成が困難な状況であったと説明を受けている。ただし、監査実施時点では工事完了から半年近く経過していたにもかかわらず、道路台帳作成に着手していなかつた。 速やかに整備すべきものと考えられる。</p>	<p>福岡北九州高速道路公社に対し、監査の結果（指摘事項）における改善策について報告を求めた結果、次のとおり報告を受けた。（以下同様）</p> <p>(1) 北九州高速道路4号線 日本道路公団から引継ぎを受けた書類を確認のうえ、台帳作成に必要な資料の抽出及び不足資料の調査等を行い、本年度から順次整備していく。</p> <p>(2) 北九州高速道路5号線 本来の道路管理者である北九州市と協議のうえ、平成17年度中に道路台帳を作成し、北九州市において保管されるよう事務処理を進める。</p>
<p>委託業務について、履行確認の実施及び業務評価に関する規程の未整備</p> <p>検査を実施していない4業務について、規則等でその取扱を定めず、個別の取引について契約書で定められているに過ぎない。</p> <p>契約書は対外的に高速道路公社の法的関係を位置づけられるものではあるが、検査の要否について、取引毎に取扱いを定めることになるのは継続的な運用の観点から望ましくない。</p> <p>そのため、検査及び履行確認の実施に係る一定のルー</p>	<p>委託業務の履行確認の実施に係る規程及び客観的な評価を行うための規程を平成17年度中に整備する。</p>

<p>ルを定め、運用することが望ましい。</p> <p>検査にないままに委託業務の業務履行確認について規程上に明確な定めがないために、内部牽制が十分に機能していないと思われるものがある。牽制機能を補うため、客観的な評価の仕組みを導入する必要があるものと考ええる。</p>	
<p>土地調書への地権者の記名・押印漏れ</p> <p>買収土地の調査を行い、作成された土地調書は、地権者に提示するだけでなく、その内容を確認のうえ、記名・押印を受領することが規程に定められている。</p> <p>しかし、検討対象となった土地調書には地権者の記名・押印を受領していなかった。用地交渉に入る前に、買収対象となる土地の基本的な項目を相互に確認し、その内容を記名・押印という形によって確定させておくことは、その後の交渉時のトラブルを避け、円滑に買収・所有権移転登記を進める上で重要な手続と考えられる。よって規程に従い、記名・押印の入手を行うべきであると考えられる。</p>	<p>当該土地取得については、道路公団が公社道路予定地を先行取得した土地を買い戻すもので、相手方は道路公団のみであり、土地の所有権等は既に確認し、隣接地の境界確認も行っていたので、契約に至る段階で問題は生じないとの判断から確認署名、押印は求めていなかった。</p> <p>用地事務取扱規程に従い、適正な事務手続を行うよう平成17年4月に課内会議を行い、職員への周知徹底を図った。</p>
<p>用地交渉記録簿の未整備</p> <p>今回検討対象となった案件については用地交渉記録簿が作成されていなかった。</p>	<p>用地交渉記録簿については、指摘後直ちに作成した。</p>
<p>道路用地以外の土地（市道、公園等）についての移管処理遅延</p> <p>(1) 公舎用地</p> <p>平成14年3月31日閉鎖した宗像郡福岡町花見が丘1丁目の公舎用地について今後使用見込みがなければ早期に処分することが望まれる。</p> <p>(2) 道路用地以外の土地の移管処理等の遅延</p> <p>高速道路の建設後は、高速道路の下を通過する道路の管理者へ用地を速やかに移管しなければならぬが、未移管の用地が存在している。</p> <p>福岡市その他へ無償貸与している土地であっても、周辺住民その他からの管理責任は問われ、高速道路公社の管理をなおざりにはできない状況にある。移管できる用地は速やかに移管し、処分できる用地は処分することが望まれる。</p>	<p>(1) 公舎用地</p> <p>既に売却に必要な境界の確認等の事前の手続を終え、一般競争入札の実施に関する手続に入っている。</p> <p>土地の鑑定等の所要の手続が終わり次第、平成17年度中に競争入札を行う。</p> <p>(2) 道路用地以外の土地の移管処理等の遅延</p> <p>福岡市（路政課・港湾局管理課等）との協議を10月に行い、移管について次のとおり合意した。</p> <p>① 平成17年度において下記の計画により一部移管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移管分の用地測量（12～1月）</li> <li>・移管分の事務処理（2～3月）</li> </ul> <p>② 残余については、長期移管計画（3～4年）を策定し、順次移管する。</p>
<p>柵御実施時に記載する「通行券類受払簿」の管理者押印</p>	

<p>欄への押印漏れ</p> <p>回数券等の棚卸の実施結果は、在庫数量と「通行券類受払簿」の数量は一致した。しかし、福岡事務所の「通行券類受払簿」の管理者の押印欄に押印がなく、責任の所在が不明確であった。</p>	<p>平成16年9月から監督補助員（管理者）による検印整理を行っている。</p> <p>なお、検印整理については係内会議を行い周知を図った。</p>
<p>平成15年度における徴収猶予金督促の未実施</p> <p>福岡高速道路では徴収猶予金についての督促が平成15年度は行われていなかった。</p>	<p>平成15年分については逐次督促状の発送を実施した。</p> <p>また、「徴収猶予金回収事務処理マニュアル」を作成し、当該年度分は5回/年、それ以降は1回/年、計10回督促状を出すこととし、平成17年度から実施している。</p>
<p>委託業務契約書記載外の業務委託の契約内容の適正化</p> <p>北九州事務所は、高速道路の料金改定の際の回数券の交換業務を料金收受業務の委託契約先である料金收受会社に行わせているが、当該業務は委託契約の中に含まれておらず、本来回数券の交換業務を委託できないはずである。</p>	<p>平成17年度から料金收受委託業務として回数券の交換業務を加えて契約締結した。</p>
<p>土地売却時の会計処理（土地残高が減額処理されていない）</p> <p>道路用地として取得されたため、事業資産として資産計上された土地が、その後、普通財産に移管され、外部に売却されているが、事業資産勘定から減額する処理は行われなかったため、売却済みの土地残高が事業資産に含まれている。</p> <p>一方、土地代金として収入した金額は業務外収入として売却額金額が「雑収入」に計上されている。この結果、道路資産と償還準備金について、土地の帳簿価額相当額が両建てで表示されている。</p> <p>事業資産から移管する際には当該資産の帳簿価額を減額し、有形固定資産勘定へ振り替え、当該資産の売却時には、有形固定資産勘定から帳簿価額を減額する処理を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>取得原価相当額を道路資産から減額し、売却益（売却額－取得原価）のみを雑益として計上するよう平成16年度決算において改善した。</p>

**監査公表第20号**

土木部、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等21か所について実施した定期監査結果の報告（平成17年9月21日17監二第279号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年2月10日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

17土管第1865号  
平成18年1月4日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進谷 庸助 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 富田 徳二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成17年9月21日17監二第279号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡土木事務所	公園関連工事の設計積算で、共通仮設費及び現場管理費の施工地域補正率の適用を誤ったため、積算過小となっている。（1件）	工事設計書チェックシートの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。
久留米土木事務所	道路防災工事の設計積算で、既設吹付法面取壊工の施工単価の適用を誤ったため及びコンクリート供試体送料を計上しなかったため、積算過小となっている。（1件）	工事設計書チェックシートの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。
直方土木事務所	物件移転等補償の設計積算で、建物の再築補償率の適用を誤ったため、積算過大となっている。（1件）	補償額算定に係るチェックリストの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。
北九州土木事務所	用地補償の設計積算で、移転先等の選定に要する経費、就業不能による損失補償額の算定を誤ったため、積算過大となっている。（1件）	補償額算定に係るチェックリストの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。
飯塚土木事務所	用地の設計積算で実測面積で積算すべきものを公簿面積で積算したため、積算過小となっている。（1件）	補償額算定に係るチェックリストの活用により、入念にチェックを行い、再発防止に努めます。

		用地補償の建物調査委託で、建物の面積及び構造の区分を誤ったため、積算過小となっている。(1件)	各段階におけるチェックを強化し、適正な事務処理に努めます。
那珂土木事務所		通勤手当の認定で、認定距離を誤ったため、115,200円(2件)が支給過となっている。	平成17年10月31日までに全額返納済
		次の土木事務所において、各種使用料の収入手続きが遅延していた。	
福岡土木事務所	134件	42,048,999円	所内関係部署の連携を図り、標準処理スケジュールチェック表を活用して、再発防止に努めます。
久留米土木事務所	4件	1,122,642円	
柳川土木事務所	13件	26,049,023円	
直方土木事務所	10件	14,163,729円	
行橋土木事務所	13件	18,728,136円	
田川土木事務所	99件	20,659,095円	
飯塚土木事務所	26件	20,805,898円	
那珂土木事務所	33件	306,843円	
豊前土木事務所	3件	4,555,899円	
		次の土木事務所等において、各種使用料、各種使用料延滞金、工事請負費前払金余剰額の利息又は工事請負契約解除に伴う違約金が監査対象期間の末日現在で収入されていない。	
柳川土木事務所	4件	580,524円	収入未済については、今後も引き続き徴収事務に努めます。
直方土木事務所	1件	1,055,335円	
八女土木事務所	3件	2,220,335円	
飯塚土木事務所	5件	1,679,525円	国県道占使用料39,600円については、平成17年8月4日に収納済 国県道占使用料延滞金26,456円は平成17年10月3日に収納済 収入未済については、今後も引き続き徴収事務に努めます。
苅田港務所	4件	1,345,378円	埠頭施設使用料157,950円については、平成17年8月31日に収納済 収入未済については、今後も引き続き徴収事務に努めます。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会規則第3号

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年2月10日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則  
(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第27条の2第1項の表再試験を受けようとする者の区分の欄中「福岡県甘木警察署」を「福岡県朝倉警察署」に、「福岡県宮田警察署」を「福岡県宮若警察署」に、「福岡県飯塚警察署」を「福岡県飯塚警察署」に改める。

第28条第3項中「福岡県甘木警察署」を「福岡県朝倉警察署」に改める。

別表第1高速自動車国道の部九州横断自動車道の項中「朝倉郡杷木町大字穂坂」を「朝倉市杷木穂坂」に改め、同表一般国道の部200号の項中「嘉穂郡筑穂町大字内野」を「飯塚市内野」に改め、同部322号の項中「甘木市大字甘木」を「朝倉市甘木」に、「同市大字甘木」を「同市甘木」に改め、同部386号の項中「甘木市大字甘木」を「朝倉市甘木」に改め、同部500号の項中「甘木市大字馬田」を「朝倉市馬田」に改め、同表県道の部中

水田大川線	柳川市西蒲池1396番11先から大川市大字北古賀3番2先まで
馬田頓田線	甘木市大字馬田360番1先から同市大字一木101番先まで
甘木田主丸線	甘木市大字甘木576番4先から同市大字片延153番1先まで
甘木停車場線	甘木市大字甘木1754番5先から同市大字甘木196番1先まで

を

水田大川線	柳川市西蒲池1396番11先から大川市大字北古賀3番2先まで
-------	--------------------------------

に改め、同部行橋

添田線の項中「京都郡犀川町大字生立」を「京都郡みやこ町犀川生立」に改め、同部岡垣宮田線の項中「鞍手郡宮田町大字四郎丸」を「宮若市四郎丸」に改め、同項の次に次のように加える。

保木吉井線	うきは市浮羽町高見61番7先から同市浮羽町高見339番11先まで
八女香春線	うきは市浮羽町東隈上571番12先から同市浮羽町高見339番11先まで
室木下有木若宮線	宮若市四郎丸713番2先から同市沼口811番1先まで 鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字室木765番1先まで
飯塚福岡線	宮若市福丸343番7先から同市沼口757番1先まで
馬田頓田線	朝倉市馬田360番1先から同市一木101番先まで
甘木田主丸線	朝倉市甘木576番4先から同市片延153番1先まで
甘木停車場線	朝倉市甘木1754番5先から同市甘木196番1先まで

別表第1県道の部中

宮田遠賀線	鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字八尋1119番2先まで
室木下有木若宮線	鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字室木765番1先まで 鞍手郡宮田町大字四郎丸713番2先から同郡若宮町大字沼口811番1先まで
飯塚福岡線	鞍手郡若宮町大字福丸343番7先から同町大字沼口757番1先まで
保木吉井線	うきは市浮羽町高見61番7先から同市浮羽町高見339番11先まで
八女香春線	うきは市浮羽町東隈上571番12先から同市浮羽町高見339番11先まで

を

宮田遠賀線	鞍手郡鞍手町大字室木793番1先から同町大字八尋1119番2先まで
-------	-----------------------------------

に改め、同部大久

保厘川線の項中「京都郡犀川町大字大坂」を「京都郡みやこ町犀川大坂」に、「同町大字生立」を「同町犀川生立」に改め、同表市道の部に次のように加える。

有木団地3号線	宮若市下有木131番1先から同市芹田344番19先まで
有木団地4号線	宮若市芹田344番19先から同市四郎丸623番35先まで
飯之倉・赤木線	宮若市四郎丸623番35先から同市下有木20番4先まで

別表第1町道の部有木団地3号線の項、有木団地4号線の項及び飯之倉・赤木線の項を削る。

(福岡県警察署協議会に関する規則の一部改正)

第2条 福岡県警察署協議会に関する規則(平成13年福岡県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表協議会の欄中「福岡県飯塚警察署協議会」を「福岡県飯塚警察署協議会」に、「福岡県甘木警察署協議会」を「福岡県朝倉警察署協議会」に、「福岡県宮田警察署協議会」を「福岡県宮若警察署協議会」に改める。

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第3条 交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県宮田警察署の部中「福岡県宮田警察署」を「福岡県宮若警察署」に改め、同部太蔵交番の項中「鞍手郡宮田町大字宮田」を「宮若市宮田」に改め、同部下有木駐在所の項中「鞍手郡宮田町大字下有木」を「宮若市下有木」に改め、同部中

山口駐在所	鞍手郡若宮町大字山口2560番地の4
若宮駐在所	鞍手郡若宮町大字福丸252番地の2
吉川駐在所	鞍手郡若宮町大字脇田636番地の1

を

山口駐在所	宮若市山口2560番地4
-------	--------------

若宮駐在所	宮若市福丸252番地2
吉川駐在所	宮若市脇田636番地1

に改め、同表福岡

県飯塚警察署の部中「福岡県飯塚警察署」を「福岡県飯塚警察署」に、

幸袋交番	飯塚市大字幸袋62番地の6
二瀬交番	飯塚市大字横田818番地の1
新飯塚駅前交番	飯塚市大字立岩2199番地の9

を

幸袋交番	飯塚市幸袋62番地6
二瀬交番	飯塚市横田818番地1
新飯塚駅前交番	飯塚市立岩2199番地9

に改め、同部宮町

交番の項中「飯塚市」を「飯塚市」に改め、同部飯塚駅前交番の項中「飯塚駅前交番」を「飯塚駅前交番」に、「飯塚市」を「飯塚市」に改め、同部中

筑穂交番	嘉穂郡筑穂町大字長尾366番地の2
------	-------------------

を

筑穂交番	飯塚市長尾366番地2
------	-------------

に改め、同部穂波

交番の項中「嘉穂郡穂波町大字忠隈」を「飯塚市忠隈」に改め、同部中

庄内交番	嘉穂郡庄内町大字綱分1668番地の15
穎田交番	嘉穂郡穎田町大字口原334番地の1

を

庄内交番	飯塚市綱分1668番地15
穎田交番	飯塚市口原334番地1

に改め、同表福岡

県上嘉穂警察署の部を次のように改める。

福岡県上嘉穂警察署	山田交番	嘉麻市上山田422番地1
	碓井交番	嘉麻市飯田13番地1

大隈町交番	嘉麻市牛隈193番地 1
千手駐在所	嘉麻市千手1821番地 3
宮野駐在所	嘉麻市宮吉538番地 5

## 別表第 1 福岡県田川警察署の部中

金田交番	田川郡金田町大字金田659番地の10	を
------	--------------------	---

金田交番	田川郡福智町金田659番地10	に改め、同部赤池
------	-----------------	----------

交番の項中「田川郡赤池町大字赤池」を「田川郡福智町赤池」に改め、同部中

方城交番	田川郡方城町大字伊方4448番地の47	を
------	---------------------	---

方城交番	田川郡福智町伊方4448番地47	に改め、同表福岡
------	------------------	----------

県甘木警察署の部中「福岡県甘木警察署」を「福岡県朝倉警察署」に、

八幡町交番	甘木市大字甘木702番地の 3	を
杷木交番	朝倉郡杷木町大字池田558番地の 3	

八幡町交番	朝倉市甘木702番地 3	に改め、同部秋月
杷木交番	朝倉市杷木池田558番地 3	

駐在所の項中「甘木市大字下秋月」を「朝倉市秋月」に改め、同部中

高木駐在所	甘木市大字黒川1536番地の 1	を
三奈木駐在所	甘木市大字三奈木280番地の10	
金川駐在所	甘木市大字屋永3366番地の 4	
福城駐在所	甘木市大字小隈501番地の 2	
比良松駐在所	朝倉郡朝倉町大字宮野1993番地の 3	
入地駐在所	朝倉郡朝倉町大字入地1602番地の 3	

高木駐在所	朝倉市黒川1536番地 1	に改め、同表福岡
三奈木駐在所	朝倉市三奈木280番地10	
金川駐在所	朝倉市屋永3366番地 4	
福城駐在所	朝倉市小隈501番地 2	
比良松駐在所	朝倉市宮野1993番地 3	
入地駐在所	朝倉市入地1602番地 3	

県行橋警察署の部犀川駐在所の項中「京都郡犀川町大字本庄」を「京都郡みやこ町犀川本庄」に改め、同部中

城井駐在所	京都郡犀川町大字木井馬場2291番地の 1	を
-------	-----------------------	---

城井駐在所	京都郡みやこ町犀川木井馬場2291番地 1	に改め、同部諫山
-------	-----------------------	----------

駐在所の項中「京都郡勝山町大字岩熊」を「京都郡みやこ町勝山岩熊」に改め、同部黒田駐在所の項中「京都郡勝山町大字黒田」を「京都郡みやこ町勝山黒田」に改め、同部久保駐在所の項中「京都郡勝山町大字大久保」を「京都郡みやこ町勝山大久保」に改め、同部豊津駐在所の項中「京都郡豊津町大字豊津」を「京都郡みやこ町豊津」に改め、同部祓郷駐在所の項中「京都郡豊津町大字皆見」を「京都郡みやこ町皆見」に改める。

第 4 条 交番等の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 福岡県飯塚警察署の部稲築交番の項中「嘉穂郡稲築町大字鴨生」を「嘉麻市鴨生」に改める。

## 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中福岡県道路交通法施行細則第27条の 2 第 1 項の改正規定（「福岡県宮田警察署」を「福岡県宮若警察署」に改める部分に限る。）、同規則別表第 1 県道の部岡垣宮田線の項、宮田遠賀線の項、室木下有木若宮線の項、飯塚福岡線の項、保木吉井線の項及び八女香春線の項、市道の部並びに町道の部の改正規定、第 2 条中

福岡県警察署協議会に関する規則別表協議会の欄の改正規定（「福岡県宮田警察署協議会」を「福岡県宮若警察署協議会」に改める部分に限る。）並びに第3条中交番等の設置に関する規則別表第1福岡県宮田警察署の部の改正規定 平成18年2月11日

- (2) 第3条中交番等の設置に関する規則別表第1福岡県田川警察署の部の改正規定 平成18年3月6日
- (3) 第1条中福岡県道路交通法施行細則第27条の2第1項の改正規定（「福岡県甘木警察署」を「福岡県朝倉警察署」に改める部分に限る。）、同規則第28条第3項の改正規定、同規則別表第1高速自動車国道の部九州横断自動車道の項、一般国道の部322号の項、386号の項及び500号の項、県道の部水田大川線の項、馬田頓田線の項、甘木田主丸線の項、甘木停車場線の項、行橋添田線の項及び大久保犀川線の項の改正規定、第2条中福岡県警察署協議会に関する規則別表協議会の欄の改正規定（「福岡県甘木警察署協議会」を「福岡県朝倉警察署協議会」に改める部分に限る。）並びに第3条中交番等の設置に関する規則別表第1福岡県甘木警察署の部及び福岡県行橋警察署の部の改正規定 平成18年3月20日
- (4) 第1条中福岡県道路交通法施行細則第27条の2第1項の改正規定（「福岡県飯塚警察署」を「福岡県飯塚警察署」に改める部分に限る。）及び同規則別表第1一般国道の部200号の項の改正規定、第2条中福岡県警察署協議会に関する規則別表協議会の欄の改正規定（「福岡県飯塚警察署協議会」を「福岡県飯塚警察署協議会」に改める部分に限る。）並びに第3条中交番等の設置に関する規則別表第1福岡県飯塚警察署の部の改正規定 平成18年3月26日
- (5) 第3条中交番等の設置に関する規則別表第1福岡県上嘉穂警察署の部の改正規定及び第4条の規定 平成18年3月27日

**福岡県警察本部告示第7号**

情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年2月10日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示

情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表宮田警察署情報公開窓口の項及び飯塚警察署情報公開窓口の項を次のように改める。

宮若警察署情報公開窓口	宮若市宮田20番地2 福岡県宮若警察署内
飯塚警察署情報公開窓口	飯塚市柏の森159番地26 福岡県飯塚警察署内

第2条第2項の表上嘉穂警察署情報公開窓口の項中「嘉穂郡嘉穂町大字大隈町418番地の3」を「嘉麻市大隈町418番地3」に改め、同表甘木警察署情報公開窓口の項を次のように改める。

朝倉警察署情報公開窓口	朝倉市甘木225番地1 福岡県朝倉警察署内
-------------	--------------------------

**附 則**

この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第2項の表宮田警察署情報公開窓口の項の改正規定 平成18年2月11日
- (2) 第2条第2項の表甘木警察署情報公開窓口の項の改正規定 平成18年3月20日
- (3) 第2条第2項の表飯塚警察署情報公開窓口の項の改正規定 平成18年3月26日
- (4) 第2条第2項の表上嘉穂警察署情報公開窓口の項の改正規定 平成18年3月27日

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号  
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)